

別居を考えている、 別居中のみなさまへ



婚姻費用（生活費や養育費等）の分担

- ・別居をしたときには、お互いの収入等に応じて、相手に、自分の生活費や自立していない子どもの養育費等（婚姻費用）の一部を請求することができます。
- ・話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に調停の申立てをすることなどができます。

〈調停手続の概要に
関する裁判所のHP〉 →



〈婚姻費用の金額の目安に
関する裁判所のHP〉 →



面会交流



- ・面会交流とは、子どもと離れて暮らしている親が、子どもと継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流することをいいます。
- ・子どもがいる場合は、その健やかな成長のために、面会交流についてしっかりと話し合うようにしてください。

〈法務省パンフレット〉 →



児童手当の受給者変更

- ・離婚に向けて別居していて、生計を同じくしていないときは、児童手当は、児童と同居している人に支給されます。（配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、受給者変更できることがあります）
- ・手続の詳細については、
【豊島区子育て支援課 児童給付グループ
TEL:03-3981-1417】
（公務員の場合は勤務先）にご確認ください。

DV（配偶者からの暴力）被害があるとき

- ・配偶者から暴力等を受けている方に向けて、相談・情報提供・一時保護などを受け付ける窓口を設置しています。詳細については、
（配偶者暴力相談支援センター TEL：03-6872-5250）へご相談ください。

↓ 詳しいお話が聞きたい方は、こちらまでお気軽にご連絡ください ↓

家庭の相談窓口

夫婦、親子、扶養など家庭の問題についてお悩みがある方の相談窓口です。
家族関係の改善に向けてのアドバイスを受けたり、別居中の生活で困っていることなどについて相談することができます。

※相談料無料

相談場所 豊島区役所4階
子育て支援課 子ども家庭・女性相談グループ
受付日時 月・木曜日 午後1時～午後5時（祝日は除く）※予約制 TEL：03-3981-2119

ひとり親家庭支援センター

母子家庭の母、父子家庭の父、これからひとり親になられる方のご相談をお受けしています。

受付日時 月～金曜日
午後1時～午後5時
（祝日除く）
TEL：03-3981-2119



離婚を考えている みなさまへ



財産分与

- ・離婚をしたときは、相手に対し、夫婦で取得した財産の清算を請求し、お二人の財産を分けることができます。
- ・金額等について、話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に調停の申立てをすることなどができます。

※離婚後2年間の期間制限あり。

〈財産分与に関する法務省のHP〉 →



年金分割

〈年金分割手続の詳細〉 →

- ・離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ、自分の年金とすることができます。

※離婚後2年間の期間制限あり。



子どもがいる方へ



〈離婚に関する法務省のHP〉
(Q&Aや養育費解説動画、養育費と面会交流のパンフレット等が掲載されています。)



親権者

- ・未成年の子どもを持つ夫婦が協議離婚するときは、話し合いで親権者を定める必要があります。子どものために、しっかりと話し合うようにして下さい。

養育費

- ・養育費とは、子どもが自立する（例えば大学等を卒業する。）までに必要な費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

児童扶養手当

- ・離婚し、子どもをひとりで育てる方は、児童扶養手当を受給できる場合があります。
- ・受け取れる金額等は、受給される方の所得や監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。詳細については、【豊島区子育て支援課 児童給付グループ TEL03-3981-1417】に確認してください。

※児童手当受給者変更については、裏面をご覧ください。

面会交流

- ・面会交流とは、子どもと離れて暮らしている親が、子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流することをいいます。
- ・養育費や面会交流についても、子どもの健やかな成長のために、しっかりと話し合うようにして下さい。

お問い合わせ先

自治体の家庭相談窓口について知りたい方やDVにお悩みの方は、裏面もご覧ください。

法的トラブル
について



日本司法支援センター
(法テラス)

離婚するときに
考えておくべきこと



法務省HP

ひとり親家庭への
支援策



厚労省HP

